

●香川県告示第584号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立承認の出願があった。

その関係図書は、香川県土木部港湾課及び高松市河港課において平成19年12月25日から平成20年1月21日まで公衆の縦覧に供する。

平成19年12月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 出願年月日

平成19年12月7日

2 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

国土交通省四国地方整備局

高松市サンポート3番33号

国土交通省四国地方整備局局长 柘屋 誠

高松市番町4丁目15-18

3 埋立区域

(1) 位置

高松市朝日新町1番3の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点から274度14分47秒5.00メートルの地点を円心とする半径5.00メートルの円周で②の地点と③の地点を結ぶ昭和50年5月12日付け50港B第137号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.48メートルにより決定）、③の地点と④の地点を結んだ昭和50年5月12日付け50港B第137号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.48メートルにより決定）、④の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 屋島山1等三角点（北緯34度21分20秒5442、東経134度6分16秒7327）（以下「基点」という。）から287度02分31秒、3,269.11メートルの地点

②の地点 ①の地点から 184度14分47秒 274.90メートルの地点

③の地点 ②の地点から 319度14分47秒 7.07メートルの地点

④の地点 ③の地点から 274度14分47秒 15.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 4度14分47秒 266.97メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 274度14分47秒 10.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 4度14分47秒 2.90メートルの地点

(3) 面積

5,405.15平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

高松市朝日新町1番2及び1番3の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から②の地点までを順次に結んだ線、②の地点から274度14分47秒5.00メートルの地点を円心とする半径5.00メートルの円周で②の地点と③の地点とを結ぶ

北東側の円弧、③の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点	基点から	294度15分57秒	3,196.04メートルの地点
②の地点	①の地点から	184度14分47秒	770.00メートルの地点
③の地点	②の地点から	274度14分47秒	185.00メートルの地点
④の地点	③の地点から	4度14分47秒	125.00メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	319度14分47秒	7.07メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	274度14分47秒	255.00メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	4度14分47秒	640.00メートルの地点

(3) 面積

308,854.86平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地